ヤマト インターナショナル株式会社
証券コード 8127

第76回
定時株主総会
招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、本株主総会につきまして、株主様の健康状態に関わらず、当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

行使期限：2022年11月21日（月曜日）午後５時00分

招集ご通知がスマホでも！

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/8127/

日時

2022年11月22日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

場所

大阪市中央区本町橋２番８号
大阪商工会議所　４階 会議室

決議事項

第１号議案	第76期剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役６名選任の件
第４号議案	監査役２名選任の件
第５号議案	補欠監査役１名選任の件

目次

第76回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	17
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告	36
インターネットによる議決権行使のご案内	44

（証券コード　8127）
2022年10月31日

株 主 各 位

（本　店　所　在　地）
大阪市中央区博労町二丁目３番９号
（本　社　事　務　所）
東大阪市森河内西一丁目３番１号
ヤマト インターナショナル株式会社
取締役社長　盤 若 智 基

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席いただけない場合には、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年11月21日（月曜日）午後５時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
　44ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに着信するようご送信ください。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年11月22日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）
２．場　　所　　大阪市中央区本町橋２番８号
大阪商工会議所　４階 会議室

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

３．会議の目的事項

Ⅰ．報告事項　１．第76期（2021年９月１日から 2022年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第76期（2021年９月１日から 2022年８月31日まで）計算書類報告の件

Ⅱ．決議事項

第１号議案　第76期剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権行使に関する事項

(1) 株主総会に出席されない株主様は書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。

(2) 書面による議決権の行使の際に、議案に対する賛否の記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(3) 議決権の不統一行使をされる場合は、2022年11月19日(土曜日)までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を書面により当社にご通知ください。

(4) インターネットで、重複して議決権が行使されたときは、最後に行使されたものを有効といたします。

(5) 書面とインターネットで、重複して議決権が行使されたときは、インターネットによる行使を有効といたします。

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

（当社ウェブサイト http://www.yamatointr.co.jp/）

＊新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

株主様へのお願い

●本株主総会につきましては、株主様の健康状態に関わらず、当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

●ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年11月21日（月曜日）午後５時00分までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

ご来場される株主様へのお願い

●受付前にて、非接触型体温計で体温チェックをさせていただきます。体温が37.0度以上の方や、咳、息苦しさ等の症状があり、体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りすることがございます。予めご了承ください。

●開会後も体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声掛けすることや、ご退出をお願いする場合もございますので予めご了承ください。

●ご来場される株主様におかれましては、消毒液での手指消毒とマスクの着用をお願いいたします。

●会場内の座席は従来よりも空間を空けた配置としております。満席となりました場合、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

●接触時間短縮による感染リスク軽減のため、例年より円滑かつ効率的に議事を行います。予めご了承ください。

当社の対応

●本株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

●受付のほか、会場内各所に消毒液を設置いたします。

●今後の状況により、対応を変更する場合、順次、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト　：　http://www.yamatointr.co.jp/

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第76期剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当額の決定につきましては、安定配当を重点施策のひとつとして認識しております。基本的には、収益に対して配当を行うべきものと考えておりますが、業界における環境の変化や企業間競争の激化に耐え得る企業体質の強化並びに将来の事業展開等を勘案して決定する方針を採っております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、昨今の厳しい経済環境並びに当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき普通配当　　６円
総　額　　123,279,456円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年11月24日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

（１）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

（２）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

（３）株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現行定款	変更案
（新設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新設）	（附則）
（新設）	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第１条　2022年９月１日から６ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ２．本附則は、2022年９月１日から６ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から３ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）が任期満了となります。

つきましては、社外取締役２名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容については、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況（2022年度）
1	盤若智基（はんにゃともき）	再任	代表取締役社長	15回／15回 100%
2	奥中信一（おくなかしんいち）	再任	取締役 常務執行役員 生産管理部長	15回／15回 100%
3	梅川実（うめかわみのる）	再任	取締役 常務執行役員 事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター	14回／15回 93.3%
4	北村禎宏（きたむらさだひろ）	再任 独立 社外	社外取締役	15回／15回 100%
5	川島祐二（かわしまゆうじ）	新任	常務執行役員 総務人事部長兼人財開発室担当兼ＩＲ経営企画室担当	－回／－回
6	森山義子（もりやまよしこ）	新任 独立 社外	―	－回／－回

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 盤若智基（はんにゃともき） （1972年１月13日生）	1995年４月　伊藤忠商事株式会社入社 1999年４月　同社退社 1999年５月　当社入社 2000年12月　当社営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当） 2001年２月　当社取締役営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当） 2001年12月　当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー 2002年２月　当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー兼システム部担当 2002年12月　当社取締役生産管理部長兼システム部担当 2003年１月　当社常務取締役営業副本部長兼生産管理部担当兼システム部担当 2003年12月　当社常務取締役第二営業本部長兼生産管理部担当兼システム部担当 2004年12月　当社代表取締役社長（現任）	601,800株
		取締役候補者とした理由	
		経営者としての豊富な経験と国際性豊かな幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社の代表取締役に相応しい能力を有しているため。	

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	再　任 奥中信一（おくなかしんいち） （1961年11月21日生）	1984年３月　当社入社 2004年12月　当社エーグル事業部長 2007年12月　当社クロコダイル事業部長 2008年２月　当社取締役営業副本部長兼クロコダイル事業部長 2009年12月　当社取締役営業本部長兼エーグル事業部長 2011年３月　当社取締役営業本部長 2011年11月　当社取締役営業本部長兼生産管理部担当 2012年11月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼生産管理部担当 2013年９月　当社取締役常務執行役員小売事業本部長兼マーケティング コミュニケーション部長兼生産管理部担当 2014年９月　当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼生産管理部担当 2018年６月　当社取締役常務執行役員 社長付兼生産管理部担当 2018年11月　当社取締役常務執行役員生産管理部担当 2019年９月　当社取締役常務執行役員生産管理部長（現任）	42,200株
		取締役候補者とした理由	
		事業部長、事業統括本部長を歴任し、豊富な業務経験と知識を有し、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。	

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 梅川（うめかわ） 実（みのる） （1970年９月14日生）	1993年３月　当社入社 2011年９月　当社クロコダイルレディス事業部長 2012年９月　当社クロコダイル商品企画部長 2014年９月　当社執行役員クロコダイル部長 2016年８月　当社執行役員クロコダイル事業部門長 2017年９月　当社常務執行役員事業統括副本部長兼クロコダイル事業部門長 2018年６月　当社常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長 2018年11月　当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼クロコダイル事業部門商品企画部長 2019年９月　当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長 2020年９月　当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター（現任）	10,100株
		取締役候補者とした理由	
		事業部長、事業統括本部長を歴任し、営業及び企画生産における豊富な業務経験と知識を有することから、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 社外 独立 きたむらさだひろ 北村禎宏 （1961年３月19日生）	1984年４月　株式会社ワールド入社 1999年４月　同社総合企画部部長 2003年12月　同社マーケティング統括部ＣＲＭ部部長 2005年４月　同社退社 2005年６月　神戸ビジネスコンサルティング有限会社設立　同社代表取締役（現任） 2020年11月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 神戸ビジネスコンサルティング有限会社代表取締役 社外取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要 コンサルティング業務における豊富な経験と顧客系の情報分析（CRM）ロジック（LTV、RFM）及びダイレクトマーケティングに関する知見を備えるばかりでなく、経営者としての経験と見識を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただき当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に貢献していただくため。また、同氏の再任が承認された場合は、取締役会の任意の諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	ー株
5	新任 かわしまゆうじ 川島祐二 （1967年３月14日生）	1990年３月　当社入社 2016年11月　当社ＩＲ室長 2018年９月　当社執行役員ＩＲ室長 2019年９月　当社執行役員ＩＲ経営企画室長 2021年９月　当社常務執行役員ＩＲ経営企画室長 2022年９月　当社常務執行役員総務人事部長兼人財開発室担当兼ＩＲ経営企画室担当（現任） 取締役候補者とした理由 ＩＲ室長、ＩＲ経営企画室長を歴任し、ＩＲ及び経営企画分野における豊富な実務経験と幅広い見識を有することから、当社の取締役に相応しいと判断したため。	5,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	新任 社外 独立 森山義子（もりやま よしこ） （1964年６月26日生）	1998年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2004年12月　アメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士資格取得 2006年７月　TMI総合法律事務所入所 2010年１月　同所パートナー弁護士 2015年２月　同所カウンセル弁護士（現任） 2022年６月　高周波熱錬株式会社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） TMI総合法律事務所カウンセル弁護士 高周波熱錬株式会社　社外取締役	－株
		社外取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要	
		国内外の企業法務に関する豊富な経験とダイバーシティ、CSR等に関する専門的な知識をもって、ガバナンスやコンプライアンスの視点から経営全般に関する助言をいただき、当社の企業価値の向上に貢献していただくため。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．北村禎宏氏及び森山義子氏は、社外取締役候補者であります。
３．北村禎宏氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって２年であります。
４．北村禎宏氏が代表を務める神戸ビジネスコンサルティング有限会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
５．森山義子氏が所属するTMI総合法律事務所と当社との間には、2021年９月～2022年８月の１年間においてスポット案件に関するリーガルアドバイザリー契約がありますが、その報酬額は当社の2022年８月期における販売管理費総額の0.1％未満と僅少であります。
６．当社は、北村禎宏氏及び森山義子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。北村禎宏氏の再任及び森山義子氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
７．当社は、北村禎宏氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、森山義子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
８．当社は、保険会社との間で、取締役等を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

取締役のスキルマトリックス

氏名	役職	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	もの創り生産	人創り人事・労務	営業マーケティング	国際性ジェンダー	ESGサステナビリティ
盤　若　智　基	代表取締役社長	●	●		●	●		●	
奥　中　信　一	取締役				●		●		●
梅　川　　実	取締役				●	●	●		
川　島　祐　二	取締役		●	●		●			●
北　村　禎　宏	社外取締役(独立役員)	●		●		●	●		
森　山　義　子	社外取締役(独立役員)			●		●		●	●

(注) 1. 上記スキルマトリックスは、各取締役候補者が本総会において選任された場合の体制を表しています。

2. 上記の内容は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役 和田正宏氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。また、監査役 船原淳一氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	新　任 水光知宏（すいこうともひろ） (1960年10月23日生)	1983年４月　当社入社 2012年９月　可似家商貿（上海）董事総経理 2014年11月　当社生産管理部長 2019年９月　当社総務人事部長 2022年９月　当社総務人事部（現任） 監査役候補者とした理由 生産管理部長、総務人事部長を歴任し、生産及び総務・人事における豊富な業務経験と知識を有し、当社の監査役に相応しい能力を有しているため。	8,300株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	新任 社外 独立 山田奈央子（やまだなおこ） （1978年10月31日生）	2002年４月　株式会社ワコール入社 2006年３月　同社退社 2006年６月　株式会社シルキースタイル創業 同社代表取締役（現任） 2020年７月　一般社団法人日本フェムテック協会 設立　同協会代表理事（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社シルキースタイル代表取締役	ー株
		社外監査役候補者とした理由	
		美容関連商品の開発・企画・製造・販売・ＰＲ・マーケティング・コンサルタントにおける豊富な経験と幅広い知見を有しているばかりでなく、経営者としての経験と見識をもって、当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．山田奈央子氏は社外監査役候補者であります。

３．山田奈央子氏が代表を務める株式会社シルキースタイルと当社との間には特別の利害関係はありません。

４．当社は、山田奈央子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。

５．山田奈央子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

６．当社は、保険会社との間で、監査役等を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

2021年11月19日開催の第75回定時株主総会において、選任いただきました補欠監査役 片桐正雄氏の選任の効力は本総会開始の時をもって、失効いたします。つきましては法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社　外 三谷英彰（みたにひであき） （1965年２月20日生）	1990年10月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 1998年８月　同監査法人退社 1998年12月　ＩＣＩグループ（現ヘンケルジャパン株式会社）入社 2002年２月　同社退社 2002年３月　日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社入社 2007年12月　同社退社 2009年１月　三谷公認会計士・税理士事務所開設同所代表（現任） （重要な兼職の状況） 三谷公認会計士・税理士事務所代表	－株
	補欠の社外監査役候補者とした理由	
	公認会計士及び税理士の資格を有し、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を持ち、当社の社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．三谷英彰氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．三谷英彰氏が代表を務める三谷公認会計士・税理士事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
４．三谷英彰氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
５．三谷英彰氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
６．当社は、保険会社との間で、監査役等を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の25頁に記載のとおりです。三谷英彰氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

（添付書類）

事 業 報 告 （2021年９月１日から 2022年８月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しております。このため、前連結会計年度と収益認識に関する会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比（％）は記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と鎮静化を背景に経済・社会活動の停滞と正常化を繰り返し、その影響が長期化いたしました。また、上海のロックダウンに伴う物流等の混乱やウクライナ情勢等による資源価格の上昇、更には金融資本市場の変動等、かつてない先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当アパレル・ファッション業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用・所得環境の悪化や急激な物価上昇により、個人消費がコロナ以前に戻るには時間がかかると想定されますが、各種制限の緩和により回復の兆しも見え始めております。

このような経営環境の中、当社グループは「ものを創り　人を創り　お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、３年後のあるべき姿を目指した中期ビジョン「Yamato2023」を推進しております。人々のライフスタイルや価値観が様変わりする中で、いつの時代でも　どのような環境下でも　お客様の不満や問題を解決し　求められるものを提供し最初に想起される真のブランド「シン・ブランド創り」を目指してまいります。

基幹事業である「クロコダイル」は、1963年の発売以来、半世紀以上にわたり愛され続ける当社のオリジナルブランドです。「〝大人のTPO〟をスマートに演出するブランド」をコンセプトに、改めて原点である顧客起点に立ち返り、既顧客の満足度向上と活性化に繋がる商品の強みや付加価値を戦略的に構築し、また潜在顧客が興味を持ち共感できる新しいスタイルを提案してまいります。更に商品・店舗・コミュニケーション等すべてに

おいて一貫性を保ち提供することで、お客様のブランドに対する認知・認識を深め顧客を獲得し、事業の持続的な成長を目指してまいります。

「創造的な移動を続ける都市生活者のための機能服」をコンセプトに、オンラインショップをベースに展開する「CITERA（シテラ）」は、常に快適で洗練された、時代に響くスタイルを創り出しております。ブランドの顔となる商品の開発に引き続き注力することで更なる売上拡大を目指してまいります。また、米国発アウトドアファッションブランド「Penfield（ペンフィールド）」と、ハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、ブランド認知度と価値向上に注力し、ライセンス事業の拡大を目指してまいります。

一方、当社グループの物流業務を請負う子会社ヤマト ファッションサービス株式会社は、在庫管理や入出荷業務の精度向上に努めるとともに、これまでの自動ソーターに加え、成長著しいEC事業に向け新たに自動製封函機を導入する等、積極的な投資を行うことで更なる業務の生産性向上を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等の適用により売上高が193億９千８百万円（前年同期は136億９千１百万円）となりました。利益面では、売上総利益率は58.4％（前年同期は44.9％）となり、販売費及び一般管理費は111億９千１百万円（前年同期は65億５百万円）、営業利益は１億４千４百万円（前年同期は営業損失３億６千４百万円）、経常利益は６億４千１百万円（前年同期は９千２百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は４億５千２百万円（前年同期は３千万円）となりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業191億９百万円（前年同期は133億８千５百万円）、不動産賃貸事業２億８千９百万円（前年同期は３億５百万円）となりました。

なお、事業報告に記載されている金額は、消費税等を含んでおりません。

セグメント別売上高(アイテム別)

区分		第75期 金額	第75期 構成比	第76期 金額	第76期 構成比
		百万円	%	百万円	%
繊維製品製造販売業	カットソーニット	4,215	30.8	5,954	30.7
	布帛シャツ	2,255	16.5	3,368	17.4
	横編セーター	1,644	12.0	2,273	11.7
	アウター	3,484	25.4	4,790	24.7
	ボトム	1,174	8.6	1,872	9.6
	小物・その他	611	4.5	849	4.4
	計	13,385	97.8	19,109	98.5
不動産賃貸事業		305	2.2	289	1.5
合計		13,691	100.0	19,398	100.0

セグメント別売上高(顧客別)

区分		第75期 金額	第75期 構成比	第76期 金額	第76期 構成比
		百万円	%	百万円	%
繊維製品製造販売業	メンズ	7,473	54.6	10,411	53.7
	レディス	5,794	42.3	8,565	44.1
	その他	118	0.9	132	0.7
	計	13,385	97.8	19,109	98.5
不動産賃貸事業		305	2.2	289	1.5
合計		13,691	100.0	19,398	100.0

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、１億３千７百万円であり、主なものは次のとおりであります。

繊維製品製造販売業

ホストコンピュータの更新　　４千５百万円

なお、設備投資資金は自己資金で賄っております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第73期 2019年８月期	第74期 2020年８月期	第75期 2021年８月期	第76期 (当連結会計年度) 2022年８月期
売　上　高(百万円)	16,818	14,252	13,691	19,398
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	669	△760	92	641
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	529	△1,295	30	452
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)　(円)	25.77	△63.05	1.49	22.00
総　資　産(百万円)	23,394	20,917	21,013	21,385
純　資　産(百万円)	17,349	15,799	15,947	15,994
１株当たり純資産額　(円)	844.34	768.93	776.16	778.45

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
３．第74期における経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失は、主として新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上高の減少によるものであります。
４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第76期の期首から適用しており、第76期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

来期の展望としましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ不透明である中で、資源価格の高騰や円安を背景とした急激な物価上昇による個人消費の落ち込みも懸念され、当社を取り巻く環境の先行き不透明感は継続するものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、原点である顧客起点に立ち返り「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、いつの時代でも どのような環境下でも お客様の不満や問題を解決し 求められるものを提供し 最初に想起される真のブランド「シン・ブランド創り」を目指しております。

また、３年後のあるべき姿に向けた中期ビジョン「Yamato2023」にて掲げた３つの分野 ①収益率を高める分野（GMS）②売上を徹底的に伸ばす分野

（EC/CITERA）③将来の成長基盤を確立する分野（直営）、これら各分野が目指す指標と活動を連動して実践することで事業構造の転換を図り、企業価値・ブランド価値・提供価値　それぞれの「価値拡大」を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容　（2022年８月31日現在）

当社グループは、カジュアルウェア中心のアパレル企業として、カットソーニット、布帛シャツ、横編セーター、アウター、ボトム、その他小物雑貨等の繊維製品製造販売業及び不動産賃貸事業並びにこれらに関連した事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所　（2022年８月31日現在）

①　ヤマト インターナショナル株式会社

大阪本社	大阪府東大阪市
東京本社	東京都大田区
デリポート(ロジスティックセンター)	大阪府東大阪市

②　ヤマト ファッションサービス株式会社

本社	大阪府東大阪市

(7) 従業員の状況　（2022年８月31日現在）

企業集団の従業員の状況

区　　分	従　業　員　数	前　期　末　比　増　減
合 計 又 は 平 均	182名（1,056名）	12名減（47名減）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（　）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況　(2022年８月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	230百万円
日本生命保険相互会社	150
株式会社りそな銀行	118
株式会社三井住友銀行	91
みずほ信託銀行株式会社	83

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマト ファッションサービス株式会社	30百万円	100%	物流業務の受託

2．会社の株式に関する事項（2022年８月31日現在）

① 発行可能株式総数 71,977,447株

② 発行済株式の総数 21,302,936株

③ 株主数 16,750名

④ 単元株式数 100株

⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
セネシオ有限会社	千株 2,600	% 12.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,545	7.51
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,021	4.96
盤若智基	601	2.92
日本生命保険相互会社	574	2.79
藤原美和子	374	1.82
盤若真美	353	1.71
株式会社大林組	330	1.60
株式会社りそな銀行	308	1.49
三井物産株式会社	300	1.46

（注）１．当社は自己株式（756,360株）を保有していますが、上記大株主からは除いております。

２．持株比率は自己株式（756,360株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況　　(2022年８月31日現在)

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	盤　若　智　基	
取締役常務執行役員	奥　中　信　一	生産管理部長
取締役常務執行役員	梅　川　　実	事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター
取締役常務執行役員	中　野　雅　敏	経理部長兼人財開発室担当兼総務人事部担当
取　締　役(社外取締役)	岩　田　宜　子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役 SMC株式会社社外取締役
取　締　役(社外取締役)	北　村　禎　宏	神戸ビジネスコンサルティング有限会社代表取締役
常　勤　監　査　役	船　原　淳　一	
常　勤　監　査　役	市　原　英　之	
監　査　役(社外監査役)	和　田　正　宏	税理士法人グローバルマネジメント相談役
監　査　役(社外監査役)	細　川　良　造	細川総合法律事務所弁護士

(注) 1．監査役 和田正宏氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を有しております。

2．監査役 細川良造氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、会社法、労務法に関する相当程度の経験、見識を有しております。

3．当社は、取締役 岩田宜子氏、同 北村禎宏氏並びに監査役 和田正宏氏、同 細川良造氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 執行役員の状況

当社は、執行役員制度を導入しております。2022年８月31日現在の執行役員は、前記取締役兼務者３名及び次の４名であります。

氏　　名	会社における地位	担　　当
川　島　祐　二	常務執行役員	ＩＲ経営企画室長
辻　紀　明	執行役員	営業推進室長兼システム部担当
増　田　道　則	執行役員	クロコダイル事業部門副部門長兼クロコダイル事業部門事業戦略室長
門　井　嘉　裕	執行役員	クロコダイル事業部門販売部長

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、塡補する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年３月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1）基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的な成長を実現するインセンティブとして十分に機能するよう業績及び中長期的な企業価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて業績、経済環境等を総合的に勘案して株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定するものとする。

社外取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、職責や果たすべき役割等を考慮して株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で決定するものとする。

3）業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、会社の持続的な成長を実現するため事業全体の収益力を重視することから、連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎月の給与にて支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の任意の諮問機関として設置の指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は設定しない。ただし、中長期的な業績と連動したインセンティブを含む新たな株式報酬制度等について、適宜、検討を行うものとする。

4）基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会の任意の諮問機関として設置の指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会の一任を受けた代表取締役社長は同委員会

の答申内容を十分に尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個別の報酬内容を決定することとする。

職位別の指数は、基本報酬と同様に、各取締役の役位、職責および在任期間等に応じて定めるものとする。業績連動報酬とそれ以外の報酬の比率は定めないが、職位が高位であれば、業績に対する責任度合い等も高まることから、それに応じて業績連動報酬の比率が高まるよう、業績連動報酬にかかる指数も高く設計する。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、独立役員２名を含む委員３名以上で構成された指名・報酬委員会で、全報酬額の上限、報酬の決め方、取締役の個人別の報酬額の決定への評価方法などを議論し、その内容を取締役会に報告する。取締役会では、その内容を審議し、決定することとする。なお、取締役の個人別の報酬額についての最終決定は、代表取締役社長に一任するものの、事前に指名・報酬委員会に報告することとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役以外の取締役の担当事業の業績等を踏まえた業績連動報酬の額の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図る。

⑥　取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	90,978	85,136	5,841	－	4
社外取締役	12,262	12,262	－	－	2
計	103,240	97,399	5,841	－	6
監査役（社外監査役を除く）	17,445	16,881	564	－	2
社外監査役	8,578	8,578	－	－	2
計	26,024	25,460	564	－	4

（注）１．業績連動報酬等を算定する指標については、会社の持続的な成長を実現するため事業全体の収益力を重視することから、連結経常利益を評価指標としております。当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標は連結経常利益２億５千万円でありましたが、実績は連結経常利益６億４千１百万円であります。

２．非金銭報酬等は設定しておりません。ただし、中長期的な業績と連動したインセンティブを含む新たな株式報酬制度等について、適宜、検討を行うものとしております。

３．取締役の金銭報酬の額は2012年11月22日開催の第66回定時株主総会において年額３億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、５名（うち、社外取締役は１名）です。

４．監査役の金銭報酬の額は2007年２月23日開催の第60回定時株主総会において年額５千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。

５．取締役会は、代表取締役社長盤若智基に対し、取締役の個別の報酬内容の決定を一任しております。一任した理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、一任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑦　社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	岩田宜子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役 SMC株式会社社外取締役	記載すべき特別な関係はありません。
社外取締役	北村禎宏	神戸ビジネスコンサルティング有限会社代表取締役	記載すべき特別な関係はありません。
社外監査役	和田正宏	税理士法人グローバルマネジメント相談役	記載すべき特別な関係はありません。
社外監査役	細川良造	細川総合法律事務所弁護士	記載すべき特別な関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岩田宜子	豊富な国際経験と経営者としての経験と見識をもち、また長らくＩＲ・資本市場関係に関与する見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意で設置する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会15回のうち14回に出席
社外取締役	北村禎宏	経営者として、またコンサルティング業務における豊富な経験と見識をもって、取締役会では積極的に意見を述べており、特に顧客系の情報分析（CRM）ロジック（LTV、RFM）及びダイレクトマーケティングについて専門的な立場から当社の経営体制・事業計画における監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会15回のうち15回に出席

区　　分	氏　　名	出　席　状　況　、　発　言　状　況
社外監査役	和 田 正 宏	税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。 また、監査役会においては、当社の経理システム、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会15回のうち15回に出席 監査役会15回のうち15回に出席
社外監査役	細 川 良 造	弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。 また、監査役会においては、当社の人事システムや、労務関係及びその方針並びに実務について適宜必要な意見を述べております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会15回のうち15回に出席 監査役会15回のうち15回に出席

ハ.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

５．会計監査人の状況

⑴ 名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等に違反もしくは抵触すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を遂行できることが困難と認められる場合または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表 (2022年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,737,777**	**流動負債**	**4,684,865**
現金及び預金	5,605,913	支払手形及び買掛金	685,098
受取手形、売掛金及び契約資産	1,212,822	電子記録債務	2,643,861
有価証券	1,028,478	1年内返済予定の長期借入金	465,502
商品及び製品	1,666,004	リース債務	17,463
仕掛品	90,625	未払法人税等	147,043
その他	135,424	賞与引当金	69,480
貸倒引当金	△1,493	その他	656,416
固定資産	**11,647,286**	**固定負債**	**705,803**
有形固定資産	**(6,556,189)**	長期借入金	207,335
建物及び構築物	1,163,938	リース債務	46,846
機械装置及び運搬具	115,149	繰延税金負債	192,174
土地	5,179,068	その他	259,447
リース資産	61,128	**負債合計**	**5,390,668**
その他	36,905	(純資産の部)	
無形固定資産	**(25,123)**	**株主資本**	**15,640,609**
投資その他の資産	**(5,065,973)**	資本金	4,917,652
投資有価証券	4,738,403	資本剰余金	4,988,692
差入保証金	74,744	利益剰余金	6,098,291
退職給付に係る資産	191,398	自己株式	△364,027
繰延税金資産	2,215	**その他の包括利益累計額**	**353,786**
その他	86,882	その他有価証券評価差額金	368,161
貸倒引当金	△27,671	繰延ヘッジ損益	5,426
		退職給付に係る調整累計額	△19,801
		純資産合計	**15,994,395**
資産合計	**21,385,063**	**負債純資産合計**	**21,385,063**

連結損益計算書 （2021年９月１日から 2022年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,398,610**
売上原価		**8,061,989**
売上総利益		**11,336,620**
販売費及び一般管理費		11,191,918
営業利益		**144,702**
営業外収益		
受取利息及び配当金	62,449	
雇用調整助成金	373,981	
その他	66,259	502,690
営業外費用		
支払利息	5,076	
その他	1,261	6,337
経常利益		**641,055**
特別損失		
固定資産除却損	1,449	
減損損失	65,922	67,371
税金等調整前当期純利益		**573,683**
法人税、住民税及び事業税	118,115	
法人税等調整額	3,482	121,598
当期純利益		**452,084**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**452,084**

貸借対照表 (2022年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**9,423,502**	**流動負債**	**4,670,509**
現金及び預金	5,295,525	買掛金	685,098
受取手形	35,243	電子記録債務	2,643,861
売掛金	1,165,663	1年内返済予定の長期借入金	465,502
有価証券	1,028,478	リース債務	17,463
商品及び製品	1,666,004	未払金	203,899
仕掛品	90,625	未払法人税等	132,152
その他	143,452	未払消費税等	97,945
貸倒引当金	△1,493	未払費用	237,637
		賞与引当金	67,284
		その他	119,665
固定資産	**11,704,036**	**固定負債**	**715,204**
有形固定資産	**(6,556,126)**	長期借入金	207,335
建物	1,156,616	リース債務	46,846
構築物	7,321	長期未払金	13,478
機械及び装置	115,149	長期預り保証金	195,407
車両運搬具	0	繰延税金負債	201,574
工具、器具及び備品	36,842	資産除去債務	50,560
土地	5,179,068	**負債合計**	**5,385,713**
リース資産	61,128	(純資産の部)	
無形固定資産	**(25,123)**	**株主資本**	**15,368,236**
投資その他の資産	**(5,122,785)**	**資本金**	**4,917,652**
投資有価証券	4,738,403	**資本剰余金**	**4,988,692**
関係会社株式	30,000	資本準備金	1,229,413
差入保証金	74,694	その他資本剰余金	3,759,279
前払年金費用	220,600	**利益剰余金**	**5,825,919**
その他	86,758	その他利益剰余金	5,825,919
貸倒引当金	△27,671	別途積立金	3,700,000
		繰越利益剰余金	2,125,919
		自己株式	**△364,027**
		評価・換算差額等	**373,587**
		その他有価証券評価差額金	368,161
		繰延ヘッジ損益	5,426
		純資産合計	**15,741,824**
資産合計	**21,127,538**	**負債純資産合計**	**21,127,538**

損益計算書 （2021年９月１日から 2022年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
商品及び製品売上高	19,109,414	
不動産賃貸収入	289,195	19,398,610
売上原価		
商品及び製品売上原価	7,941,541	
不動産賃貸原価	120,448	8,061,989
売上総利益		**11,336,620**
販売費及び一般管理費		11,251,393
営業利益		**85,227**
営業外収益		
受取利息	2	
有価証券利息	16,909	
受取配当金	68,634	
雇用調整助成金	372,197	
その他	66,606	524,350
営業外費用		
支払利息	5,076	
その他	1,261	6,337
経常利益		**603,239**
特別損失		
固定資産除却損	1,449	
減損損失	65,922	67,371
税引前当期純利益		**535,868**
法人税、住民税及び事業税	96,387	
法人税等調整額	4,239	100,626
当期純利益		**435,241**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月11日

ヤマト インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千　﨑　育　利

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　上　育　史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2021年９月１日から2022年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月11日

ヤマト インターナショナル株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 千 﨑 育 利

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 村 上 育 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2021年９月１日から2022年８月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年９月１日から2022年８月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月14日

ヤマト インターナショナル株式会社　監査役会

常勤監査役　船　原　淳　一 ㊞
常勤監査役　市　原　英　之 ㊞
社外監査役　和　田　正　宏 ㊞
社外監査役　細　川　良　造 ㊞

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

１．インターネットによる議決権行使について

（１）書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使いただけます。行使される場合は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（２）行使期限は2022年11月21日（月曜日）午後５時00分までであり、同時刻までに入力を終えていただく必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

（３）書面とインターネットで議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。インターネットで重複して行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。

（４）パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

（５）インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

２．お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

（１）議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

（２）上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

【会場】大阪市中央区本町橋２番８号　大阪商工会議所　４階 会議室
電話　06－6944－6268

【交通のご案内】

＊地下鉄堺筋線・中央線　堺筋本町駅①⑫番出口より徒歩約10分
＊地下鉄谷町線・中央線　谷町四丁目駅④番出口より徒歩約10分

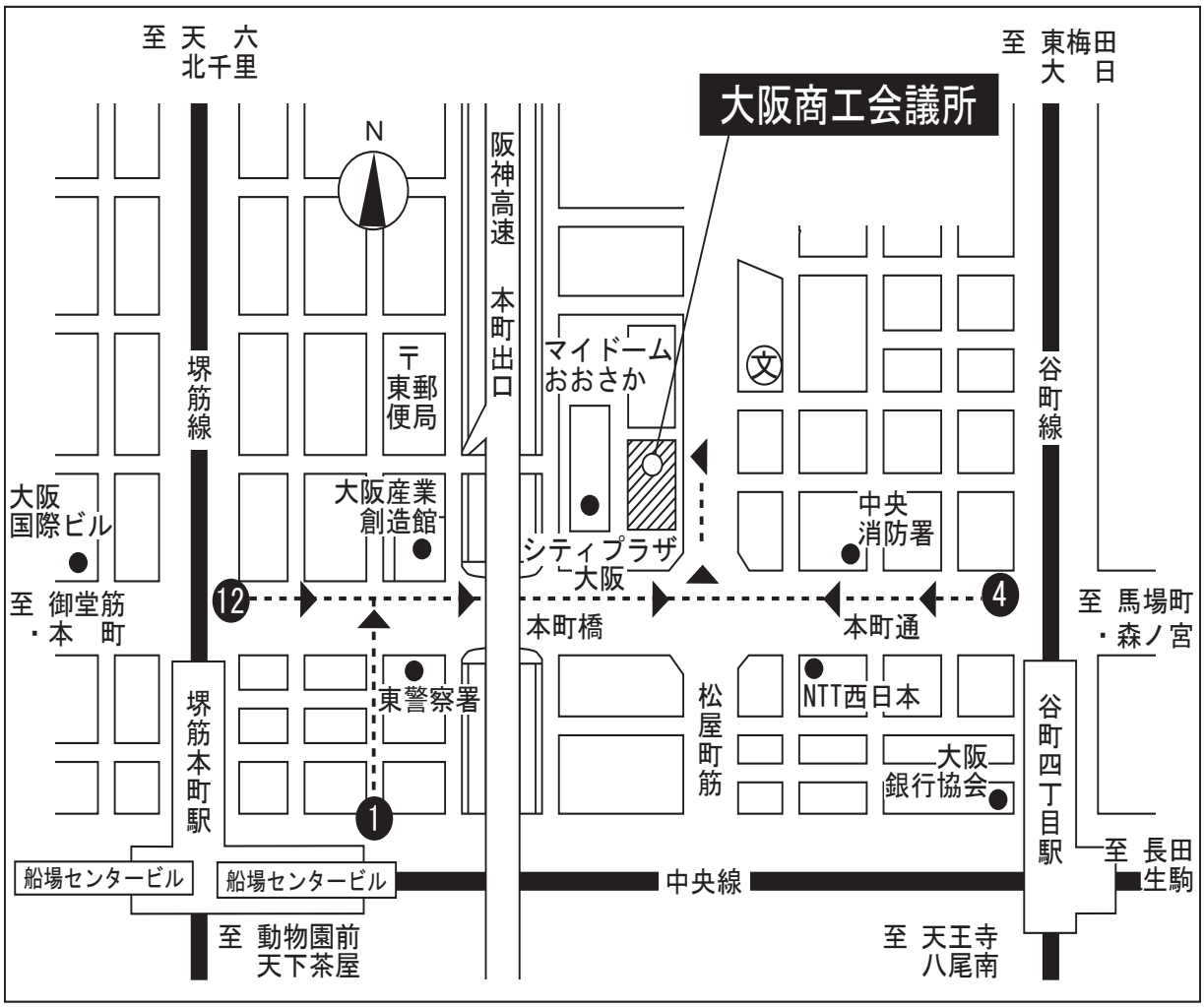

＊当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。（当日、大阪商工会議所の駐車場はご使用できません。）

＊本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。